

建設業退職金共済証紙等の取扱事務要領

(平成 17 年 10 月 25 日決裁)

改正 平成 19 年 8 月 14 日

平成 24 年 3 月 13 日

令和 3 年 10 月 1 日

令和 4 年 10 月 1 日

1. 趣旨

この要領は、巖市が発注する建設工事に係る建設業退職金共済制度（以下「建退共制度」という。）の共済証紙または電子申請方式による退職金ポイント（以下「証紙等」という。）の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

2. 建退共制度の実施等

元請負者並びに下請負者（二次以下の下請負者を含む。以下同じ。）は、建退共制度の普及徹底に努め、建退共制度の対象労働者（以下「対象労働者」という。）への証紙等の受払を行うものとする。

3. 証紙等の購入

- (1) 元請負者並びに下請負者は、証紙等を購入する場合は、対象労働者の当該工事に係る就労予定日数を的確に把握し、必要枚数を算出するものとする。ただし、対象労働者の当該工事に係る就労予定日数の把握が困難な場合は、勤労者退職金共済機構（以下「建退共機構」という。）が定める「共済証紙等購入の考え方について」（別紙 1）を参考として必要枚数を算出することができるものとする。
- (2) 元請負者は、前項の規定により算出した元請負者及び下請負者が必要とする証紙等を、当該工事の請負契約締結後の 1 か月以内（電子申請方式の場合は 40 日以内）に一括して購入するものとする。ただし、元請負者は、下請負者に対し証紙等の現物による交付が困難な場合は、証紙等購入相当額を下請代金に算入することができるものとする。
- (3) 元請負者は、証紙等に不足を生じた場合は、直ちに（1）前段の例により必要枚数を算出し、追加して購入するものとする。

4. 証紙等購入状況の確認

- (1) 工事監督者が属する課の長（以下「工事担当課長」という。）は、1 件あたりの請負金額が 500 万円以上の工事請負契約（以下「対象工事」という。）を締結した場合、元請負者に対して、「3. 証紙等の購入」の規定により購入した証紙等の発注者用掛金収納書（以下「収納書」という。）を貼付した建設業退職金共済証紙購入状況報告書（以下「購入報告書」という。様式第 1 号）を提出させるものとする。

電子申請方式による場合は、建退協本部の電子申請専用サイトから発行される掛金収納書（電子申請方式）を提出させるものとする。

- (2) 元請負者が工事の一部を下請負者に施工させ、当該下請負者が証紙を購入した場合には、その収納書も同時に貼付させるものとする。

5. 購入報告書等の提出時期

(1) 元請負者は、工事請負契約締結後1か月以内（電子申請方式の場合は40日以内）に、購入報告書または掛金収納書（電子申請方式）を工事担当課長に提出するものとする。ただし、対象労働者がいない場合又は期限内に購入報告書を提出できない事情があると認められる場合は、建設業退職金共済証紙等（無購入・購入遅延）理由書（様式第2号）を提出するものとする。

(2) 元請負者は、「3. 証紙等の購入（3）」の規定により追加購入したときは、「4. 証紙等購入状況の確認（1）」の例により追加購入分の購入報告書を作成し、工事完了までに提出するものとする。

6. 証紙等貼付実績報告書の提出

(1) 元請負者は、工事完成後直ちに建設業退職金共済証紙貼付実績報告書（以下「貼付実績報告書」という。様式第3号）を作成し、工事完成通知書に合わせて工事担当課長に提出するものとする。

電子申請方式による場合は、建退協本部の定める、建設業退職金共済制度掛金充当実績総括表（様式第031号）及び工事別共済証紙受払簿（様式第032号）を工事担当課長に提出するものとする。

(2) 前項の規定により貼付実績報告書等を作成するとき、元請負者が工事の一部を下請負者に施工させた場合は、下請負者に対する証紙の現物交付又は証紙等購入相当額の下請代金への算入に拘わらず、下請負者が雇用した労働者に関する証紙等の貼付状況を含め作成するものとする。

7. 工事現場の掲示

元請負者は、対象工事の現場の出入口、現場事務所等の見やすい場所に建退共機構が定める建退共制度適用事業主工事現場標識を掲示するものとする。

8. 建退共制度への加入促進等

工事担当課長は、建退共制度の更なる履行確保を図るため、次のことについて元請負者に対し説明を行い、建退共制度の加入促進に努めるものとする。

ア 下請負者の建退共制度への加入及び証紙等の購入、貼付の促進に努めること。

イ 下請負者に対する証紙等の現物交付に努めること。

ウ 500万円未満の工事についても元請負者が証紙等の購入に努めること。

9. 適用期日

本要領による取扱いは、平成18年4月1日以降に契約締結する工事から適用するものとする。